

看護職員処遇改善評価料について

当院は、看護職員処遇改善評価料（区分：47）について、北海道厚生局へ届出を行っています。

本評価料の趣旨を踏まえ、労働基準法その他関係法令を遵守し、看護職員の処遇改善に係る賃金改善を適切にしています。

当該評価料による収入の全額を、看護職員の処遇改善に充当しています。

令和8年7月1日
医療法人溪和会江別病院
院長 品田 恵 佐